

文化生涯学習プラン推進委員会における審議事項について

1 附属機関とは

法律又は条例の定めるところにより設置される自治紛争委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関(地方自治法第138条の4第3項)

●市民や有識者等の意見を市政に反映させる仕組みとして設置する合議制の機関です。

市長等の諮問に対し、委員同士の自由な審議に基づき、附属機関として独立した意思決定(答申)をお願いします。また、附属機関として、市長等に対し、報告、建議も行います。

○地方自治法

第百三十八条の四

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

2 文化生涯学習プラン推進委員会の概要

茅ヶ崎市附属機関設置条例で設置し、茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則で運営について規定しています。

(1) 概要

- ① 設置目的:茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議する
- ② 所掌事務:委員会は、茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する
- ③ 委員数及び会議開催に必要な定足数:14人(定足数7人)
- ④ 報酬額10,000円

上記の報酬から所得税を源泉徴収した額をお振込みによりお支払いします(勤務先のご事情等で報酬の辞退を希望される場合は、事務局へご相談ください)。また、報酬とは別に、市外にお住まいの方が公共交通機関を利用された場合は交通費をお支払いします。

⑤ 事務局:文化スポーツ部文化推進課

⑥ 年間スケジュール(予定)

令和7年3月:令和6年度第2回文化生涯学習プラン推進委員会

令和7年5～6月:令和7年度第1回文化生涯学習プラン推進委員会

(2) 運営

- 審議に必要な資料等は事務局で用意します。そのほか、御希望があればお申し付けください。
- 市民との情報共有を図るため、原則として会議は公開し、市ホームページ等で会議結果を公表しています。
- 非公開情報にあたる審議の取り決め等については、必要に応じて委員会の中で決定します。

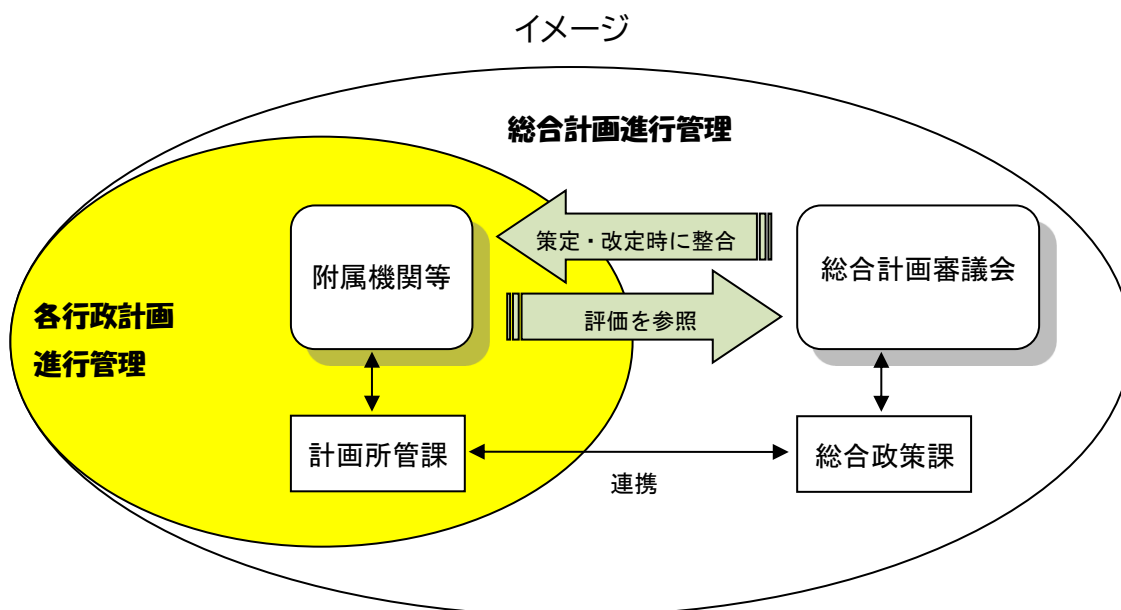
3 委員の身分

非常勤特別職(地方公務員法第3条第3項第2号)の公務員となります。より良い政策決定を行うため、委員の皆様の幅広い知見と経験から活発な議論をお願いします。

- 委員名簿に登録され、氏名、所属団体の名称や役職名等が公表されます。
- 会議への代理出席は認められません。
- 団体推薦の委員におかれては、所属されている団体との意見調整や情報のフィードバックをお願いします。
- 茅ヶ崎市個人情報保護条例が適用されますので、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは禁じられています。その職を退いた後も、同様です。
- そのほか、茅ヶ崎市情報公開条例第5条各号に定める非公開情報の取り扱いには留意してください。

4 特定の行政計画の進行管理を目的に設置している場合

特定の行政計画の策定・進行管理は、総合計画(市の政策を総合的かつ体系的に定めた計画)と整合を図って行う必要があります。



● 総合計画について

茅ヶ崎市総合計画は、市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、まちづくりの指針となるものです。

茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市自治基本条例(平成 21 年茅ヶ崎市条例第 35 号)第 18 条第 1 項において、総合計画を定めるものと規定しています。

本計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間とし、市の目指す姿である「将来の都市像」と都市像を計画的に実行するための政策の基本的な方向となる「政策目標」を定めています。文化生涯学習に関する分野については、政策目標 4「誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち」に記載されています。

政策目標 4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

(1) 2030 年のありたい姿

誰もが生涯にわたり、いつでも、どこでも、希望に沿った学びや交流の機会を得ることができ、生きがいを持って暮らしています。加えて、一人一人が学んだ知識や技術を社会生活に生かすことのできる場や機会があり、地域において多様な人が活躍しています。

また、文化・芸術活動やスポーツ活動に親しむとともに、地域の歴史や伝統の継承、国内外の都市との交流をはじめとするさまざまな交流が盛んに行われており、市民は心豊かに暮らしを楽しんでいます。

こうした、さまざまな交流を通して、国籍・人種・ジェンダー・世代・宗教・習慣等を問わず、誰もが地域社会の一員としてお互いを受け入れ、認め合うまちづくりが進められています。

(2) 取組の方向性

① 学びの機会の充実と地域文化の創造の促進

(ア) 誰もが生涯を通して、いつでも自らの希望に応じた知識や技術を習得できるよう、さまざまな学習の場や多様な人が交流する機会を創出します。

(イ) 人や物、自然、歴史、文化等のさまざまな資源を生かした学習を通じて、子どもから大人までが学び合い育ち合う社会教育を推進します。

(ウ) 心豊かな暮らしを送ることができるよう、文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化・芸術により生み出されるさまざまな価値を活用し、地域文化の創造を促進します。

(エ) 誰もが生涯を通して、いつでも気軽にスポーツを楽しみ、心身共に充実した暮らしを送ることができるよう、スポーツをする環境づくりを推進します。

② 多様性を認め、尊重し合う社会の実現

(ア) 異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を醸成するため、さまざまな都市やそこに暮らす人々と交流する機会を創出します。

(イ) 誰もが地域社会の一員として共に暮らし、誰にとっても住みよい多様性が保障された社会の実現を目指します。

(ウ) 男女が対等な立場であらゆる分野に参画することができ、その能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことのできる社会の実現を目指します。

● 実施計画及び文化生涯学習プランについて

実施計画とは、総合計画に定めた将来の都市像を実現するための実行計画であり、短・中期的な方策の方向性と具体的な手段を定めるものです。

令和2年度には、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「前期実施計画」を策定する予定としておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、本市の歳入の根幹をなす税収等の大幅な減少が予測されるものの、その規模や期間の見通しを立てることが難しことから、実施計画の策定を2年間延期することとしました。

実施計画のない令和3(2021)年度と4(2022)年度は、当該年度において重点的に実施する事業の方針等を事業実施方針として定め、行政運営を行うこととしました。

同時に文化生涯学習プランの計画期間及び次期プランの策定についても延伸し、次期プランを策定するまでの間の文化生涯学習施策の推進方針を示す「当面の間の文化生涯学習事業推進方針」を令和3年3月に策定し、取組を進めてきました。

そして、令和5年6月に「茅ヶ崎市文化生涯学習プランの改定について」の諮問を行い、骨子素案を策定し、令和6年度を始期とする新たに改訂した文化生涯学習プラン(素案)について審議を重ね令和5年10月に答申を受けました。

こうした状況や、本市の文化・生涯学習を取り巻く様々な分野における取組なども踏まえ、パブリックコメントを行い、令和6年度から令和12年度までの7年間を計画期間とする新たな茅ヶ崎市文化生涯学習プランを策定しました。

